様式第1(第2条関係)

第1表

社　内　取　引　明　細　表

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

1　社内取引収益及び費用明細表

(単位　百万円)

費　　用　　の　　部		収　　益　　の　　部	
項　　目	金　額	項　　目	金　額
託送収益等取引費用 アンシラリーサービス取引費用 振替損失調整額取引費用 消耗品費用(社内取引に係るものに限る。) 最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)		基準託送供給料金相当額等取引収益 電気事業雑収益相当額取引収益	
合　計		合　計	

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2　項目別明細表

(1)　基準託送供給料金相当額等取引収益　　(単位　百万円)

種類及び名称	金　　額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	
予備送電サービス料金相当額取引収益	
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	△
近接性評価割引相当額取引収益	△
インバランス対応相当額取引収益	
インバランスの供給相当額取引収益	
合　計	

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2)　電気事業雑収益相当額取引収益　　(単位　百万円)

種類及び名称	金　　額
接続検討料相当額取引収益	
契約超過金等相当額取引収益	

合　計	

（記載注意）

1　接続検討料相当額取引収益は、接続検討料に、事業者における送配電外部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。

2　必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3)　託送収益等取引費用　（単位　百万円）

種類及び名称	金　額
インバランス対応相当額取引費用 インバランスの買取相当額取引費用	
合　計	

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(4)　アンシラリーサービス取引費用　（単位　百万円）

種類及び名称	金　額
アンシラリーサービス取引費用	

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5)　振替損失調整額取引費用　（単位　百万円）

種類及び名称	金　額
振替損失調整額取引費用	

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6)　消耗品費用　（単位　百万円）

種類及び名称	金　額
消耗品費用(社内取引に係るものに限る。)	

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7)　最終保障供給対応取引費用　（単位　百万円）

種類及び名称	金　額
最終保障供給対応取引費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)	

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

設 備 別 費 用 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

（単位　百万円）

	水力発電費	火力発電費	新エネルギー等発電費	送 電 費	変 電 費	配 電 費	販 売 費	一般管理費	その他の費用	合 計
役員給与										
給料手当										
給料手当振替額（貸方）										
退職給与金										
厚生費										
委託検針費										
委託集金費										
雑給										
燃料費										
廃棄物処理費										
消耗品費										
修繕費										
水利使用料										
補償費										
賃借料										
託送料										
事業者間精算費										
委託費										
損害保険料										
普及開発関係費										
養成費										
研究費										
諸費										
貸倒損										
固定資産税										
雑税										
減価償却費										
固定資産除却費										
共有設備費等分担額										
共有設備費等分担額（貸方）										
地帯間購入電源費										
地帯間購入送電費										
他社購入電源費										
他社購入送電費										
非化石証書購入費										
建設分担関連費振替額（貸方）										
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)										
接続供給託送料										
賠償負担金相当金										
廃炉円滑化負担金相当金										
廃炉等負担金										
電源開発促進税										
事業税										
開発費										
開発費償却										
電力費振替勘定（貸方）										
社内取引費用										
合計										

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第3表

送 配 電 部 門 収 支 計 算 書

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

（単位　百万円）

費　　用　　の　　部		収　　益　　の　　部	
項　　目	金額	項　　目	金額
営業費用 　水力発電費 　火力発電費 　新エネルギー等発電費 　地帯間購入電源費 　地帯間購入送電費 　他社購入電源費 　　（インバランス対応取引費用） 　　（インバランスの買取りに係る費用） 　他社購入送電費 　非化石証書購入費 　送電費 　変電費 　配電費 　販売費 　一般管理費 　使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分 　賠償負担金相当金 　廃炉円滑化負担金相当金 　廃炉等負担金 　電源開発促進税 　事業税 　開発費 　開発費償却 　電力費振替勘定(貸方) 　社内取引費用 　　（インバランス対応相当額取引費用） 　　（インバランスの買取相当額取引費用） 営業利益(又は営業損失)		営業収益 　電灯料 　電力料 　地帯間販売電源料 　地帯間販売送電料 　他社販売電源料 　　（インバランス対応取引収益） 　託送収益 　　接続供給託送収益 　　（インバランスの供給に係る収益） 　　その他託送収益 　使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分 　事業者間精算収益 　電気事業雑収益 　遅収加算料金 　社内取引収益 　　（インバランス対応相当額取引収益） 　　（インバランスの供給相当額取引収益）	
営業外費用 　財務費用 　(株式交付費) 　(株式交付費償却) 　(社債発行費) 　(社債発行費償却)		営業外収益 　財務収益 　(預金利息)	

事業外費用 特別損失 税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失) 法人税等 送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)		事業外収益 特別利益	

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

1　送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

2　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

3　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

第4表

固　定　資　産　明　細　表

年　月　日から
年　月　日まで

電気事業固定資産及び固定資産仮勘定　　（単位　百万円）

区　分	期首残高				期中増減額			期末残高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
水力発電設備											
土地											
建物											
構築物											
機械装置											
備品											
リース資産											
資産除去債務相当資産											
無形固定資産											
火力発電設備											
土地											
建物											
構築物											
機械装置											
備品											
リース資産											
資産除去債務相当資産											
無形固定資産											
新エネルギー等発電設備											
土地											
建物											
構築物											

	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務 相当資産											
	無形固定資産											
送電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務 相当資産											
	無形固定資産											
変電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務 相当資産											
	無形固定資産											
配電設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											

	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
業務設備												
	土地											
	建物											
	構築物											
	機械装置											
	備品											
	リース資産											
	資産除去債務相当資産											
	無形固定資産											
建設仮勘定												
	水力発電設備											
	火力発電設備											
	新エネルギー等発電設備											
	送電設備											
	変電設備											
	配電設備											
	業務設備											
合　計												

（記載注意）

1　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1)　固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

(2)　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3)　償却年数又は残存簿価の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨

(4)　送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額

2　必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第5表

超過利潤計算書

年　月　日から

年　月　日まで

（単位　百万円）

項　　目	金　　額
税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）（①）	
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）（②）	
送配電部門の事業外損益（③）	
送配電部門の特別損益（④）	
インバランス取引等損益（⑤）	
インバランス取引損益	
最終保障供給取引損益	
調整後税引前送配電部門当期純利益（又は調整後税引前送配電部門当期純損失）（⑥＝①－②－③－④－⑤）	
調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等（⑦）	
調整後送配電部門当期純利益（又は調整後送配電部門当期純損失）（⑧＝⑥－⑦）	
送配電部門の事業報酬額（⑨）	
追加事業報酬額（⑩）	
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）（⑪）	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（⑫＝⑧－⑨－⑩＋⑪）	
うち想定原価と実績費用との乖離額	

（記載注意）

1　インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からインバランスの取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。

2　インバランス取引損益は、様式1第11表のインバランス収支計算書に記載された営業利益（又は営業損失）の額とすること。

3　最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益（基準託送供給料金に相当する額を除く。）から最終保障供給に係る費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）を控除した額とすること。

4　調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等は、法定実効税率を用いて算定すること。

5　送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。

6　追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。

7　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

8　必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第6表

超過利潤累積額管理表

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

（単位　百万円）

項　目	金　額	備　考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）（①） （うち前期乖離額累積額）（⑦）		
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②） （うち想定原価と実績費用との乖離額）（⑧）		
還元額（③）		
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（④＝①＋②－③） （うち当期乖離額累積額）（⑨＝⑦＋⑧）		
一定水準額（⑤）		
一定水準超過額（⑥＝④－⑤）		

（記載注意）

1　前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項（託送算定規則第30条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

2　還元額は、託送供給等約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。

3　当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

4　一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額（超過契約額に係る帳簿価額を除く。）を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（平成24年7月25日以降改正法第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第19条第1項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第1項

の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第5項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第2項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の3第1項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率(以下単に「事業報酬率」という。))を乗じて算定すること。

5　平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。

6　一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。

7　前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度(開始の日を除く。)及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

8　当期乖離額累積額は、事業年度(開始の日を除く。)において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

9　必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

第7表

特定設備投資額明細表

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

（単位　百万円）

名　　称	区間又は場所	当期投資額	投資累積額
合　　計			

（記載注意）

1　当期投資額及び投資累積額は、期中に工事費負担金等を受領した場合には、当期投資額及び投資累積額からその受領した工事費負担金等に相当する額を控除した額とすること。

2　必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第8表

内部留保相当額管理表

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

（単位　百万円）

項　目	金　額	備　考
前期内部留保相当額(①)		
当期超過利潤額(又は当期欠損額)(②)		
還元額(③)		
インバランス取引損益(④)		
最終保障供給取引損益(⑤)		
当期特定設備投資額(⑥)		
当期内部留保相当額(⑦＝①＋②－③＋④＋⑤－⑥)		

（記載注意）

1　前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。

2　還元義務額残高(この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。)を、備考欄に記載すること。

第9表

乖離率計算書

1　乖離率(補正前)

項　目	値	備考
想定原価(百万円)(①)		
想定需要量(百万kWh)(②)		
想定単価(円／kWh)(③＝①／②)		
実績費用(百万円)(④)		
実績需要量(百万kWh)(⑤)		
実績単価(円／kWh)(⑥＝④／⑤)		
乖離率(%)((⑥／③－1)×100)		

想定原価及び想定需要量は、　　年　　月から　　年　　月までの　　年の合計とした。

実績費用及び実績需要量は、　　年　　月から　　年　　月までの　　年の合計とした。

(記載注意)

1　想定原価は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額とすること。

2　想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連需要の量とすること。

3　実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。

4　実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。

5　想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。

6　実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

2　乖離率(補正後)

項　目	値	備考
補正後実績費用(百万円)(⑦)		
補正後実績需要量(百万kWh)(⑧)		
補正後実績単価(円／kWh)(⑨＝⑦／⑧)		
補正後乖離率(%)((⑨／③－1)×100)		

(記載注意)

1　補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。

2　補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

第10表

離　島　供　給　収　支　計　算　書

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

（単位　百万円）

費　　用　　の　　部		収　　益　　の　　部	
項　　目	金額	項　　目	金額
営業費用 　水力発電費 　火力発電費 　新エネルギー等発電費 　他社購入電源費 　非化石証書購入費 　販売費		営業収益 　電灯料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。） 　（燃料費調整分） 　電力料（離島供給に係る収益に限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。） 　（燃料費調整分） 　他社販売電源料 　託送収益 　　接続供給託送収益 　（離島ユニバーサルサービス費） 　（燃料費調整分） 　電気事業雑収益 　遅収加算料金 　社内取引収益 （離島ユニバーサルサービス費相当額） （燃料費調整分相当額）	
営業利益（又は営業損失）			
営業外費用 　財務費用 （株式交付費） （株式交付費償却） （社債発行費） （社債発行費償却） 　事業外費用		営業外収益 　財務収益 （預金利息） 　事業外収益	
特別損失		特別利益	
税引前離島部門当期純利益（又は税引前離島部門当期純損失）			
法人税等			
離島部門当期純利益（又は離島部門当期純損失）			

（記載注意）

1　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1)　離島供給収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用

が原則とされているものを除く。）

(2)　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

(3)　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法人税等については、税引前離島部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額を計上する。

3　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

第11表

インバランス収支計算書

年　　月　　日から

年　　月　　日まで

（単位　百万円）

費　用　の　部		収　益　の　部	
項　　目	金額	項　　目	金額
営業費用 　地帯間購入電源費 　他社購入電源費 　　（インバランス対応取引費用） 　　（インバランスの買取りに係る費用） 　社内取引費用 　　（インバランス対応相当額取引費用） 　　（インバランスの買取相当額取引費用） 営業利益（又は営業損失）		営業収益 　地帯間販売電源料 　他社販売電源料 　　（インバランス対応取引収益） 　託送収益 　　接続供給託送収益 　　　（インバランスの供給に係る収益） 　　　　（インバランスリスク料に係る収益） 　社内取引収益 　　（インバランス対応相当額取引収益） 　　（インバランスの供給相当額取引収益） 　　　（インバランスリスク料相当額取引収益）	

（記載注意）

1. 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1)　インバランス収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

(2)　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

(3)　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

(4)　インバランスの供給に係る電力量（kWh）及びインバランスの買取りに係る電力量（kWh）

(5)　インバランスに係る債権の貸倒損及び貸倒損引当から貸倒損引当戻入を控除した額

2. インバランスリスク料に係る収益は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第21条第2号に掲げる額を記載すること。